

医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算に係る掲示について

当院は、保険証を紐づけしたマイナンバーカード（マイナ保険証）を用いて医療情報を取得できる体制（オンライン資格確認システム）を整備しております。

マイナンバーカードを利用し、医療DXを推進するための体制として、以下の項目に取り組んでいます。

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- オンライン資格確認システムにより取得した診療情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報等）を活用して診療を実施しています。
- 医療DXを通じて、質の高い医療が提供できるよう取り組んでいます。
- マイナ保険証の利用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。
- 電子処方箋を発行する体制を有しています。
- 電子カルテ情報共有サービスの導入を検討しています。

一般名処方加算に係る掲示について

当院は、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

※後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。先発医薬品より安価で、効き目や安全性は先発医薬品と同等です。

後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

※一般名処方とは、医薬品の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。これにより、供給不足の医薬品であっても、有効成分が同じ複数の医薬品から選択できるため、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

令和6年10月より、医療上の必要性があると認められず、患者様のご希望で長期収載品を処方した場合、後発医薬品との差額の一部が自己負担となりました。

※長期収載品とは、後発品のある先発医薬品で、後発品収載から5年経過しているものなどの要件にあった品目です。対象医薬品は厚生労働省ホームページに公開されています。

保険外負担に関する料金案内

当院では、使用量、使用回数に応じた実費のご負担をお願いしています。

■ 口腔ケア用品

- むせこみやすい方、ご自分でうがい・歯磨きの難しい方が口腔内を清潔に保つために利用します。

＜価格（税込）＞

マウスピュア口腔ケアスポンジMサイズ（10本入）	（歯ブラシ）	¥294
舌ブラシ（1個）	（歯ブラシ）	¥275
クリンスマイル（60g）	（口腔保湿ジェル）	¥1,045

■ とろみ剤

- 誤嚥しやすい方で、ご自分の飲み物等にとろみをつける際に使用します。

＜価格（税込）＞

ソフティアS 1箱（500g）	¥1,512
-----------------	--------

また、当院で提供するお食事については、患者様の状態に応じてとろみ食を提供いたします。

文書料金について

診断書等の文書作成についてのご依頼は、1階受付で承ります。
所定の様式がある場合はご持参いただき、文書申込書にご記入をお願いします。
代理の方が申込・受取をご希望される場合、委任状が必要になります。
詳しくは、受付職員へお尋ねください。
入院患者さまで、当院所定様式の普通診断書をご希望される方は、
各病棟の看護師にお問い合わせください。

主 な 文 書 書 類	単価
普通診断書（当院所定様式）	1,100 円
生命保険診断書（入院・外来治療分）	5,500 円
通院日等確認証明書	1,100 円
特定疾患診断書（指定難病臨床個人票）	3,300 円
装具・車いす等処方意見書	1,100 円
育成医療意見書	0 円
身体障害者診断書（等級認定診断書）	5,500 円
医療費証明書	550 円
各種医療費助成金支給申請書	110 円
雇用保険受給資格等に係る病状証明書	2,200 円
自賠責経過診断書	5,500 円
後遺症診断書	5,500 円
恩給診断書	5,500 円
厚生年金診断書	3,300 円
国民年金診断書	3,300 円
死亡診断書	3,300 円

お食事について

当院では、管理栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しています。

朝食…8時～ 昼食…12時～ 夕食…18時～

入院中の食事療養費の標準負担額は、1食につき次のとおりです。

区 分	標準負担額	回復期リハビリテーション病棟に 入室した場合（1日あたり）
一般の患者	510円 ※難病 300円	居住費として 370円 ※難病 0円
低所得者Ⅱ（市町村民税非課税の世帯に属する方等で、標準負担額減額認定証を受けている場合） 入院期間が90日以内	240円	
低所得者Ⅱ（市町村民税非課税の世帯に属する方等で、標準負担額減額認定証を受けている場合） 入院期間が90日超	190円	
低所得者Ⅰ	110円	
低所得世帯の老齢福祉年金受給権者	110円	0円

※ 低所得者に該当する場合は、加入している医療保険の保険者（後期高齢者医療被保険者証）をお持ちの場合は各都道府県「後期高齢者医療広域連合」から減額認定証の交付を受け、保険証と一緒にご提出ください。

※ 減額申請月以前の1年以内の入院日数が90日を超える場合（長期入院該当者）は、新たに申請を行ってください。

患者様の治療の一環としてお食事を提供するため、調理に一定の時間が必要となります。
やむを得ない理由により欠食される場合、以下の締め切り時刻までに、看護師にお申し出下さい。
なお、お申し出がなかった場合又は締め切り時刻を過ぎてからのお申し出につきましては、
1日につき690円をご負担いただきますので予めご了承下さい。

朝 食	前日 午後2時30分まで
昼 食	当日 午前8時30分まで
夕 食	当日 午後2時30分まで

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 22 年 4 月 1 日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 30 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。